

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1

Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
DOWA MINING CO., LTD.	10/02/2006
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	DOWA HOLDINGS CO., LTD.
Street Address:	14-1, Sotokanda 4-chome, Chiyoda-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	6733600
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)672-5399
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	202-672-5300
Email:	rfeimster@foley.com
Correspondent Name:	Glenn Law
Address Line 1:	3000 K Street, N.W.
Address Line 2:	Suite 500
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20007-5143
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	040302-0273
NAME OF SUBMITTER:	Glenn Law
Total Attachments: 16 source=ChangeName#page1.tif source=ChangeName#page2.tif source=ChangeName#page3.tif source=ChangeName#page4.tif source=ChangeName#page5.tif	

OP \$40.00 6733600

PATENT

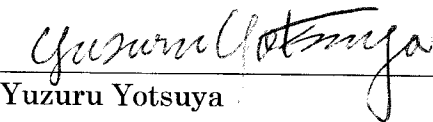
REEL: 020166 FRAME: 0938

500407834

source=ChangeName#page6.tif
source=ChangeName#page7.tif
source=ChangeName#page8.tif
source=ChangeName#page9.tif
source=ChangeName#page10.tif
source=ChangeName#page11.tif
source=ChangeName#page12.tif
source=ChangeName#page13.tif
source=ChangeName#page14.tif
source=ChangeName#page15.tif
source=ChangeName#page16.tif

I, Yuzuru Yotsuya, residing at 1-9, Gotokuji 1-chome,
Setagaya-ku, Tokyo 154-0021, Japan, and working for ISP Corporation of
1-29, Akashi-cho, Chuo-ku, Tokyo 104-0044, Japan, fully conversant with
the English and Japanese languages, do hereby certify that to the best of
my knowledge and belief the following is a true translation of the Excerpt
of the Commercial Registry.

Signed, this September 13, 2007


Yuzuru Yotsuya

ABRIDGED TRANSLATION OF
TRUE COPY OF THE COMMERCIAL REGISTRY

1. Trade Name: DOWA HOLDINGS CO., LTD.

1. Head Office: 14-1, Sotokanda 4-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

1. Matter re Change of Corporate Name

(from) DOWA MINING CO., LTD.

(to) DOWA HOLDINGS CO., LTD.

Date of Change: October 1, 2006

Date of Registration: October 2, 2006

1. Matter re Change of Corporate Address:

(from) 8-2, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

(to) 14-1, Sotokanda 4-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Date of Change: March 1, 2006

Date of Registration: March 1, 2006

The above is a true copy of the Commercial Registry.

August 3, 2007

Tokyo Legal Affairs Bureau

Taito Branch

Registrar: Shinichi Denya (Seal)

履歴事項全部証明書

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
DOWAホールディングス株式会社
会社法人等番号 0199-01-008750

商 号	<u>同和鉱業株式会社</u>	
	DOWAホールディングス株式会社	平成18年10月 1日変更
		平成18年10月 2日登記
本 店	<u>東京都千代田区丸の内一丁目8番2号</u>	
	東京都千代田区外神田四丁目14番1号	平成18年 3月 1日移転
		平成18年 3月 1日登記
公告をする方法	東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<u>http://www.dowa.co.jp</u> <u>／</u>	平成15年 3月17日設定
		平成15年 3月17日登記
		平成18年 5月 1日廃止
		平成18年 6月29日登記
会社成立の年月日	昭和12年3月11日	
目 的	(1) <u>鉱業</u> (2) <u>製錬業および金属加工業</u> (3) <u>化学工業</u> (4) <u>電子材料製造業</u> (5) <u>公害防止装置、運搬機械、油圧機械等の機械製造業</u> (6) <u>窯業および建材製造業</u> (7) <u>地熱開発事業および電気事業</u> (8) <u>産業廃棄物および一般廃棄物の処理業</u> (9) <u>農業、林業、水産業および土石採取業ならびにこれらに附帯する加工および販売</u> (10) <u>地方鉄道業、自動車による一般運輸業、自動車貨物運送取扱業、港湾運送業および海運業</u> (11) <u>不動産の所有、売買、貸借、仲介および管理</u> (12) <u>スポーツ・遊戯施設の経営</u> (13) <u>有価証券の取得その他の投資、金銭の貸借および債務の保証</u> (14) <u>土木建築工事の請負および埋立・開墾</u> (15) <u>倉庫業</u> (16) <u>前各号に関連する事業</u>	

整理番号 チ771032

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/14

	(1) 鉱業 (2) 製錬業および金属加工業 (3) 化学工業 (4) 電子材料製造業 (5) 公害防止装置、運搬機械、油圧機械等の機械製造業 (6) 窯業および建材製造業 (7) 地熱開発事業および電気事業 (8) 産業廃棄物および一般廃棄物の処理業 (9) 農業、林業、水産業および土石採取業ならびにこれらに附帯する加工および販売 (10) 地方鉄道業、自動車による一般運輸業、自動車貨物運送取扱業、港湾運送業および海運業 (11) 不動産の所有、売買、貸借、仲介および管理 (12) スポーツ・遊戯施設の経営 (13) 有価証券の取得その他の投資、金銭の貸借および債務の保証 (14) 土木建築工事の請負および埋立・開墾 (15) 倉庫業 (16) 前各号に定める事業を行う会社の株式の保有を通じた事業支配および管理 (17) 前各号に関連する事業 平成18年10月 1日変更 平成18年10月 2日登記	
単元株式数	1000株	
発行可能株式総数	7億9507万3000株	平成12年 4月25日変更
		平成12年 5月 9日登記
	10億株	平成18年 6月28日変更
		平成18年 6月29日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 3億379万809株	平成13年 4月17日変更
		平成13年 5月10日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金364億3653万4144円	平成13年 4月17日変更
		平成13年 5月18日更正
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<u>東京都千代田区丸の内一丁目4番3号</u> <u>ユーエフジェイ信託銀行株式会社</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番3号</u> <u>ユーエフジェイ信託銀行株式会社証券代行部</u> 平成14年 2月 1日変更 平成14年 2月 5日登記	

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
DQWAホールディングス株式会社
会社法人等番号 0199-01-008750

	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更 平成17年10月 4日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 金 谷 浩 一 郎	平成15年 6月26日重任
		平成15年 6月27日登記
		平成16年 6月25日退任
		平成16年 6月29日登記
	<u>取締役</u> 吉 川 廣 和	平成15年 6月26日重任
		平成15年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 吉 川 廣 和	平成16年 6月25日重任
		平成16年 6月29日登記
	<u>取締役</u> 吉 川 廣 和	平成17年 6月28日重任
		平成17年 6月29日登記
	<u>取締役</u> 吉 川 廣 和	平成18年 6月28日重任
		平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u> 吉 川 廣 和	平成19年 6月27日重任
		平成19年 6月28日登記
	<u>取締役</u> 齋 藤 武 士	平成15年 6月26日重任
		平成15年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 齋 藤 武 士	平成16年 6月25日重任
		平成16年 6月29日登記
		平成17年 6月28日退任
		平成17年 6月29日登記

整理番号 チ771032

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/14

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

DOWAホールディングス株式会社

会社法人等番号 0199-01-008750

	<u>取締役</u> <u>久野 誠一</u>	平成15年 6月26日重任
		平成15年 6月27日登記
		平成16年 6月25日重任
		平成16年 6月29日登記
		平成17年 6月28日重任
		平成17年 6月29日登記
		平成18年 6月28日退任
		平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u> <u>渡辺 謙一</u>	平成15年 6月26日重任
		平成15年 6月27日登記
		平成16年 6月25日重任
		平成16年 6月29日登記
		平成17年 6月28日重任
		平成17年 6月29日登記
		平成18年 6月28日退任
		平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u> <u>末澤 和政</u>	平成15年 6月26日重任
		平成15年 6月27日登記
		平成16年 6月25日重任
		平成16年 6月29日登記
		平成17年 6月28日重任
		平成17年 6月29日登記
		平成18年 6月28日重任
		平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u> <u>末澤 和政</u>	平成19年 6月27日重任
		平成19年 6月28日登記

整理番号 チ771032

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4/14

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

DOWAホールディングス株式会社

会社法人等番号 0199-01-008750

	<u>取締役</u>	<u>河 野 正 樹</u>	平成15年 6月26日就任
			平成15年 6月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>河 野 正 樹</u>	平成16年 6月25日重任
			平成16年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>河 野 正 樹</u>	平成17年 6月28日重任
			平成17年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>河 野 正 樹</u>	平成18年 6月28日重任
			平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>河 野 正 樹</u>	平成19年 6月27日重任
			平成19年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>長 尾 純 一</u>	平成16年 6月25日就任
			平成16年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>長 尾 純 一</u>	平成17年 6月28日重任
			平成17年 6月29日登記
			平成18年 6月28日退任
			平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐 伯 裕 治</u>	平成17年 6月28日就任
			平成17年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐 伯 裕 治</u>	平成18年 6月28日重任
			平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐 伯 裕 治</u>	平成19年 6月27日重任
			平成19年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>三 原 悟</u>	平成18年 6月28日就任
			平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>三 原 悟</u>	平成19年 6月27日重任
			平成19年 6月28日登記

整理番号 チ771032

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5/14

	<u>取締役</u> <u>古賀義人</u>	平成18年 6月28日就任
		平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u> <u>古賀義人</u>	平成19年 6月27日重任
		平成19年 6月28日登記
	<u>取締役</u> <u>金丸健二</u>	平成18年 6月28日就任
		平成18年 6月29日登記
	<u>取締役</u> <u>金丸健二</u>	平成19年 6月27日重任
		平成19年 6月28日登記
	<u>埼玉県さいたま市中央区上落合七丁目7番2-2404号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉川廣和</u>	平成15年 6月26日重任
		平成15年 6月27日登記
	<u>埼玉県さいたま市中央区上落合七丁目7番2-2404号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉川廣和</u>	平成16年 6月25日重任
		平成16年 6月29日登記
	<u>埼玉県さいたま市中央区上落合七丁目7番2-2404号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉川廣和</u>	平成17年 6月28日重任
		平成17年 6月29日登記
	<u>埼玉県さいたま市中央区上落合七丁目7番2-2404号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉川廣和</u>	平成18年 6月28日重任
		平成18年 6月29日登記
	<u>埼玉県さいたま市中央区上落合七丁目7番2-2404号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉川廣和</u>	平成19年 6月27日重任
		平成19年 6月28日登記
	<u>千葉県船橋市薬田台六丁目22番23-408号</u> <u>代表取締役</u> <u>齋藤武士</u>	平成15年 6月26日就任
		平成15年 6月27日登記
		平成16年 6月25日退任
		平成16年 6月29日登記

	千葉県柏市宿連寺232番地の12 代表取締役 渡邊謙一	平成16年 6月25日就任
		平成16年 6月29日登記
		平成17年 6月28日重任
		平成17年 6月29日登記
		平成18年 3月30日辞任
		平成18年 4月 4日登記
	神奈川県鎌倉市津1150番地6 代表取締役 河野正樹	平成18年 4月 1日就任
		平成18年 4月 4日登記
		平成18年 6月28日重任
		平成18年 6月29日登記
		平成19年 6月27日重任
		平成19年 6月28日登記
	監査役 加野英資	平成13年 6月28日重任
		平成13年 6月29日登記
		平成16年 6月25日退任
		平成16年 6月29日登記
	監査役 荒木秀登 監査役 荒木秀登	平成13年 6月28日就任
		平成13年 6月29日登記
		平成16年 6月25日重任
		平成16年 6月29日登記
		平成18年 6月28日辞任
		平成18年 6月29日登記

	<u>監査役</u> 原 田 紀 一 郎	平成13年 6月28日就任
		平成13年 6月29日登記
	<u>監査役</u> 原 田 紀 一 郎	平成16年 6月25日重任
		平成16年 6月29日登記
		平成18年 6月28日辞任
		平成18年 6月29日登記
	<u>監査役</u> 伊 藤 洋 典	平成13年 6月28日就任
		平成13年 6月29日登記
		平成16年 6月25日退任
		平成16年 6月29日登記
	<u>監査役</u> 久 保 慎 二	平成16年 6月25日就任
		平成16年 6月29日登記
		平成18年 6月29日社外監査役の登記
		平成18年 6月28日辞任
		平成18年 6月29日登記
	<u>監査役</u> 山 地 敏	平成16年 6月25日就任
		平成16年 6月29日登記
		平成18年 6月29日社外監査役の登記
	<u>監査役</u> 岡 田 駿	平成18年 6月28日就任
		平成18年 6月29日登記
		平成19年 6月27日辞任
		平成19年 6月28日登記

	監査役 西 協 文 男 (社外監査役)	平成18年 6月28日就任
		平成18年 6月29日登記
	監査役 蔭 地 義 之	平成18年 6月28日就任
		平成18年 6月29日登記
	監査役 大 井 田 完 治	平成19年 6月27日就任
		平成19年 6月28日登記
	<u>会計監査人</u> 中央青山監査法人	
		平成18年 6月29日会計監査人の登記
		平成18年 6月28日退任
		平成18年 6月29日登記
	<u>会計監査人</u> 監査法人日本橋事務所	平成18年 6月28日就任
		平成18年 6月29日登記
		平成19年 6月27日退任
		平成19年 6月28日登記
	<u>会計監査人</u> み す ず 監 査 法 人	平成18年 9月 1日就任
		平成18年 9月 4日登記
		平成19年 6月27日退任
		平成19年 6月28日登記
	<u>会計監査人</u> 監査法人トーマツ	平成19年 6月27日就任
		平成19年 6月28日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<u>取締役の責任免除</u> この会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。	
	<u>監査役の責任免除</u> この会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。	
	平成15年 6月26日設定 平成15年 6月27日登記	

	この会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 この会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 平成18年 6月28日変更 平成18年 6月29日登記		
支 店	1 <u>大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27号</u> <table><tr><td>平成18年10月 1日廃止</td></tr><tr><td>平成18年10月 2日登記</td></tr></table>	平成18年10月 1日廃止	平成18年10月 2日登記
平成18年10月 1日廃止			
平成18年10月 2日登記			
新株予約権	DOWAホールディングス株式会社新株予約権 新株予約権の数 3億377万9970個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 (1) 新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」という。）及び種類は、下記（2）に定める株式付与割合に0.05を乗じた数の普通株式とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。 調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率 なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていないものについてのみ行われる。 (2) 株式付与割合とは、平成18年9月30日から平成21年9月30日まで、毎年3月31日及び9月30日（以下「確認日」という。）の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載された各新株予約権者の普通株式の所有株式数のうち最も少ない数を、行使又は取得しようとする新株予約権の数で除した数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各確認日の所有株式数の計算は、当該分割・併合がなかったものと仮定した場合に有していることになる株式数に調整して行うものとする。 (3) 上記（1）の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要な調整を行う。 (4) 新株予約権を行使した各新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、会社法第283条の規定に基づき、その端数に応じた金銭を交付する。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨なし 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、当該新株予約権の行使によって交付される当社普通株式1株につき、1円とする（1円未満の端数は切り上げ）。 新株予約権を行使することができる期間 平成21年12月1日（火）から平成22年1月29日（金）までとする。 但し、新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。		

新株予約権の行使の条件

- (1) 平成21年9月30日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に当社の株主として記載又は記録されていない者は、新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者の有する全ての新株予約権を一括してのみ行使しうるものとする。
- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために、(i) 所定の手続の履行若しくは(ii) 所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii) その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権者が、上記(1)から(3)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、上記「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権の行使期間の満了時が到来したときに、各新株予約権者から、当該新株予約権者の有する全ての新株予約権を取得する。
- (2) 以下のaないしcの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は、各新株予約権者から、当該新株予約権者の有する全ての新株予約権を取得することができる。
 - a 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - c 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (3) 上記(1)による取得に際して、新株予約権者が当社所定の書式による書面を提出し、当該書面が新株予約権の行使期間内に払込取扱場所に到達している場合には、新株予約権の取得の対価として当社普通株式を交付するものとし、その数は、新株予約権1個につき、各新株予約権者の上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の(2)で定める株式付与割合に下記(4)で定める株式交付比率を乗じた数とする。その他の上記(1)による取得の場合においては、新株予約権の取得の対価は無償とするものとする。
- (4) 上記(1)による取得に際しては、その対価として当社普通株式を交付するものとし、その数は、新株予約権1個につき、各新株予約権者の「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の(2)で定める株式付与割合(但し、本(4)においては、承認又は決定の日において未だ到来していない確認日の所有株式数を考慮せずに株式付与割合を計算するものとする)に下記(5)で定める株式交付比率を乗じた数とする。
- (5) 株式交付比率は、0.05とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株式交付比率は次の算式により調整されるものとする。

	調整後株式交付比率＝調整前株式交付比率×分割・併合の比率 (6) 上記(5)の株式交付比率の調整を必要とする場合以外にも、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により株式交付比率の調整を必要とする場合には、当社は、必要な調整を行う。 (7) 新株予約権の取得の対価として各新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、会社法第234条の規定に基づき、その端数に応じた金銭を交付する。 (8) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、上記(2)により新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 a 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 b 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 c 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に準じて決定する。 d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、当該新株予約権の行使によって交付される再編対象会社普通株式1株につき、1円とする。 e 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。 f 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 g 新株予約権の取得条項 上記(1)ないし(7)に準じて決定する。				
新株引受権付社債	<table border="1" data-bbox="873 1478 1188 1591"> <tr> <td>平成18年11月</td> <td>1日発行</td> </tr> <tr> <td>平成18年11月</td> <td>1日登記</td> </tr> </table> 平成18年 7月 4日許可 平成18年 7月 4日登記 官の過誤につき更正	平成18年11月	1日発行	平成18年11月	1日登記
平成18年11月	1日発行				
平成18年11月	1日登記				

	<u>各新株引受権付社債の金額</u> <u>1万米ドル</u> <u>本社債には新株の引受権が付されている。</u>
	平成13年 3月 7日抹消
	平成13年3月7日許可 新株引受権付社債登記抹消 平成13年3月7日登記 官の過誤につき更正 平成18年 7月 4日許可 平成18年 7月 4日登記 官の過誤につき更正
会社分割	平成18年10月1日東京都千代田区外神田四丁目14番1号DOWAエレクトロニクス株式会社に分割 平成18年10月 2日登記
	平成18年10月1日東京都千代田区外神田四丁目14番1号DOWAメタルテック株式会社に分割 平成18年10月 2日登記
	平成18年10月1日東京都千代田区外神田四丁目14番1号DOWAエコシステム株式会社に分割 平成18年10月 2日登記
	平成18年10月1日東京都千代田区外神田四丁目14番1号DOWAサーモテック株式会社に分割 平成18年10月 2日登記
	平成18年10月1日東京都千代田区外神田四丁目14番1号DOWAメタルマイン株式会社に分割 平成18年10月 2日登記
	平成18年10月1日東京都千代田区外神田四丁目14番1号DOWAサーモエンジニアリング株式会社に分割 平成18年10月 2日登記
	平成18年10月1日岡山県久米郡美咲町吉ヶ原火の谷1125エコシステム山陽株式会社に分割 平成18年11月 1日登記
	平成18年10月1日岡山県岡山市海岸通一丁目3番1号エコシステム岡山株式会社に分割 平成18年11月 1日登記
	平成18年10月1日岡山県岡山市海岸通一丁目3番1号DOWAエレクトロニクス岡山株式会社に分割 平成18年11月 1日登記

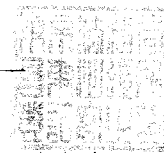
東京都千代田区外神田四丁目14番1号
DOWAホールディングス株式会社
会社法人等番号 0199-01-008750

	平成18年10月1日長野県塩尻市大字片丘字俎原9637番地3DOWAパワーデバイス株式会社に分割 平成18年11月 2日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月29日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月29日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年 5月20日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(東京法務局管轄)

平成19年 8月 3日
東京法務局台東出張所
登記官

傳 谷 新



整理番号 チ771032

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

14/14